

米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市バリアフリー改修推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に規定するもののほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）並びに鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「県条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー基準 建築物移動等円滑化基準（法第14条第3項の規定に基づき県条例で付加した基準（県条例第16条から第23条までに定める基準をいう。）を含む。）をいう。
- (2) 建築設計標準 バリアフリー設計の標準ガイドラインとして、国土交通省が定めた高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をいう。
- (3) とっとりUDマップ 鳥取県（以下「県」という。）がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様その他の情報を掲載し、及び公表する電子地図をいう。
- (4) 認定特定建築物整備事業 社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編第1章ロー16-(6)において引用する国要綱附属第Ⅱ編第1章イー16-(6)5.三に掲げる認定特定建築物の移動システム等の整備に係る事業をいう。
- (5) 特定建築物バリアフリー整備事業 特定建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。）のバリアフリー化に資する事業で、改修又は用途変更（以下「改修等」という。）に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をいい、特別特定建築物バリアフリー整備事業に該当するものを除く。
- (6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 特別特定建築物（前号の共同住宅を除く。）のバリアフリー化に資する事業で、国要綱附属第Ⅱ編第1章ロー16-(6)において引用する国要綱附属第Ⅱ編第1章イー16-(6)5.四に掲げる既存建築物バリアフリー改修に係る事業に該当し、改修等に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）による市内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、もって本市における高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための建築物の改修等を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に存する建築物について、建築主等（当該建築物の情報をとったりUDマップに掲載する手続を行う者に限る。）が行う次の各号に掲げる事業とする。ただし、市の他の助成制度を利用している事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 認定特定建築物整備事業（別表第1の第3欄に定める要件を満たすものに限る。）
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業（別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める要件を満たすものに限る。）
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業（別表第3の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第3欄に定める要件を満たすものに限る。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限る。）とする。

- (1) 認定特定建築物整備事業 別表第1の第4欄に定める経費
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業 別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第4欄に定める経費
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 別表第3の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第4欄に定める経費

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方

消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、当該仕入控除税額は、控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 認定特定建築物整備事業に係る補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（別表第1の第2欄に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを1,000円に切り上げる。）以下で予算の範囲内において算定した額とする。

2 特定建築物バリアフリー整備事業に係る補助金の額は、別表第2の第1欄に掲げる

事業の区分ごとに、当該事業に係る補助対象経費の額に相当する額（当該区分に応じ、同表の第2欄に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを1,000円に切り上げる。）を合計して得た額以下で予算の範囲内において算定した額とする。

- 3 特別特定建築物バリアフリー整備事業に係る補助金の額は、別表第3の第1欄に掲げる事業の区分ごとに、当該事業に係る補助対象経費の額に相当する額（当該区分に応じ、同表の第2欄に定める額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを1,000円に切り上げる。）を合計して得た額以下で予算の範囲内において算定した額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 米子市バリアフリー改修推進事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- (4) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト又は建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
- (5) 補助対象事業に係る建築物（以下「補助対象建築物」という。）の付近の見取図
- (6) 補助対象建築物の配置図（縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置が分かるもの）及び平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに主要部分の位置及び寸法が分かるもの）
- (7) 法、県条例、バリアフリー基準及び建築設計標準に基づいてバリアフリー整備を行う部分の詳細図及び写真
- (8) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類
- (9) 認定特定建築物の認定書の写し（認定特定建築物整備事業について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項の規定による申請に際して補助対象事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定したときは米子市バリア

フリー改修推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付を行わないことと決定したときは米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付申請却下通知書（別記様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、前条第3項の規定による申請があった場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で補助金の交付の決定をすることができる。

（補助対象事業の着手）

第9条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助対象事業に着手するものとする。

- 2 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは、直ちに、米子市バリアフリー改修推進事業着手届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の届出書には、補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付しなければならない。

（軽微な変更）

第10条 補助対象事業に係る規則第11条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の変更、設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更又は補助対象事業の完了年月日の変更（第8条第1項の規定による補助金の交付の決定のあった日の属する年度（次条第1項及び第4項において「補助対象年度」という。）において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又補助対象年度の3月31日（補助対象事業が完了している場合に限る。）のいずれか早い日までに、米子市バリアフリー改修推進事業実績報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施報告書（別記様式第2号）
- (2) 米子市バリアフリー改修推進事業収支決算書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係る請負契約書の写し（当該契約に変更があった場合に限る。）
- (4) 補助対象事業の成果を示す資料等（工事写真、図面等）
- (5) とっとりUDマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類
- (6) 補助対象事業の実施に要した経費に係る請求書又は領収書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 補助対象者は、第8条第3項の規定による補助金の交付の決定を受けた場合には、前2項の規定による報告に際し、補助対象経費の額から当該報告の時点で明らかになっている補助対象事業に係る仕入控除税額（第14条第1項において「実績報告控除税額」という。）に相当する額を控除して得た額（当該交付の決定に係る補助金の額

を限度とする。)を精算額として報告しなければならない。

- 4 補助対象者は、補助対象年度の3月31日までに補助対象事業が完了しなかったときは、米子市バリアフリー改修推進事業補助金進捗状況報告書(別記様式第9号)に同日までの補助対象事業の進捗の状況が分かる設計図書、出来高の算定の基礎となる資料等を添付して、これらを当該補助対象年度の翌年度の4月5日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、第8条第3項の規定により補助金の交付の決定をした補助対象事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付の決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、第11条第1項及び第2項又は第4項の規定による報告があった後に支払うものとする。
- 2 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第20条第2項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助対象者は、第11条第1項及び第2項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、米子市バリアフリー改修推進事業消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第10号)により、その旨を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則第22条第2項の規定より、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月27日から施行する。
(米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱及び米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱(平成25年9月27日施行)
 - (2) 米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱(平成31年1月22日施行)(米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行前に規則及び前項の規定による廃止前の米子市バリアフリー改修推進事業補助金交付要綱の規定により交付の決定をした米子市バリアフリー改修推進事業補助金については、なお従前の例による。

(米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この要綱の施行前に規則及び附則第2項の規定による廃止前の米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱の規定により交付の決定をした米子市バリアフリー環境整備促進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第6条関係）認定特定建築物整備事業

1 事業区分	2 補助対象 経費上限額	3 補助要件	4 補助対象経費
認定特定建築物 の整備	1,125万円	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号に定める基準を満たし、法第17条第3項の規定による認定）であること。	認定特定建築物に係る次に掲げる整備に要する経費 (1) 屋外の移動システム（平面通路に限る。）の整備 (2) 屋内の移動システム（認定特定建築物内における特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）の整備 (3) 移動システムと一体的に整備される広場、空き地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備

別表第2（第4条、第5条、第6条関係）特定建築物バリアフリー整備事業

1 事業区分	2 補助対象 経費上限額	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用簡易便房（以下「車椅子使用者用便房等」という。）の整備	330万円	道等又は車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用便房等及び利用居室まで並びに車椅子使用者用便房等から利用居室までの経路（当該便房と同一の階にあるものに限る。）がバリアフリー基準に適合すること。	(1) 車椅子使用者用便房等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 自動ドア又は引き戸（便所の出入口に設置するものに限る。）の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3) 大型ベッドの整備（車椅子使用者用便房に整備するものに限る。）に要する経費 (4) ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5) 高齢者、障害者等の利用等の円滑化に資する整備（建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。）に要する経費 (6) 玄関（移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ。）から車椅子使用者用便房等及び利用居室まで並びに車椅子使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーター の整備	2,200万円	移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。）であること。	エレベーターの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
3 玄関の整備	330万円	道等又は車椅子使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。	(1) 自動扉又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（4の項に掲げる整備と重複するものを除く。） (3) 道等又は車椅子使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリア

			フリー基準に適合させる整備に要する経費 (4) 高齢者、障害者等の移動等に配慮する整備(建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。)に要する経費
4 音声誘導装置及び点字表示板(以下「音声誘導装置等」という。)の整備	1か所当たり100万円(3か所以内)	移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。	音声誘導装置等の整備に要する経費
5 オストメイト用設備の整備	110万円	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。	オストメイト用設備の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
6 車椅子使用者用駐車施設の整備	220万円	車椅子使用者用駐車施設に屋根を設け、かつ、当該車椅子使用者用駐車施設から玄関までの経路をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 車椅子使用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費 (2) 車椅子使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3) 前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する整備(建築設計標準に示す車椅子使用者用駐車施設の整備に係るものに限る。)に要する経費 (5) 前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費
7 電光表示板、フラッシュライト等の整備	50万円	聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができる設備であること。	(1) 電光表示板(案内所に設けるものに限る。)の整備(当該整備に伴い発生する関連工事を含む。)に要する経費 (2) フラッシュライト等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
8 建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備	50万円	建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事(1の項から7の項までに掲げる整備に伴うものに限る。)に要する経費 (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する整備(建築設計標準に示すものに限る。)に要する経費

別表第3 (第4条、第5条、第6条関係) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

1 事業区分	2 補助対象経費上限額	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車椅子使用者用便房等の整備	330万円(備考第1項に規定する建築物を整備する場合には550万円)	別表第2の1の項第3欄に定める要件	別表第2の1の項第4欄に定める経費
2 エレベーターの整備	2,200万円	別表第2の2の項第3欄に定める要件	別表第2の2の項第4欄に定める経費

3 玄関の整備	330万円（備考第1項に規定する建築物を整備する場合には550万円）	別表第2の3の項第3欄に定める要件	(1) 別表第2の3の項第4欄第1号、第3号及び第4号に掲げる経費 (2) 音声誘導装置等の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費（18の項に掲げる整備と重複するものを除く。）
4 洋式便器の整備	1か所当たり50万円	既存の和式便器を洋式便器に取り替えること。	洋式便器の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
5 小便器の整備	1か所当たり30万円	既存の小便器（受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。）を低リップ型の小便器に取り替えること。	低リップ型の小便器の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
6 自動水栓器具の整備	1か所当たり20万円	便所に備え付けた手洗い器の水栓（既存の水栓が自動式でないものに限る。）を自動式の水栓に取り替えること。	(1) 自動式の水栓の整備に要する経費 (2) 洗面器の整備（前号に掲げる整備に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。）に要する経費
7 車椅子利用者用簡易便房のブースの整備	1か所当たり80万円	利用居室から車椅子利用者用簡易便房までの経路に段差を設けないこと。	車椅子利用者用簡易便房に係るトイレブースの整備（当該整備に伴い必要となる工事を除く。）に要する経費
8 便所の出入口の整備	1か所当たり180万円	便所の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 自動ドア又は引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
9 便所の手すりの整備	1か所当たり5万5,000円	便房に手すりを整備すること。	手すりの整備に要する経費
10 ベビーチェアの整備	1か所当たり10万円	便房にベビーチェアを整備すること。	ベビーチェアの整備に要する経費
11 乳児用おむつ交換台の整備	1か所当たり20万円	乳児用おむつ交換台を整備すること。	乳児用おむつ交換台の整備に要する経費
12 手すりの整備	1メートル当たり1万5,000円	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
13 廊下の整備	1メートル当たり10万円	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
14 利用居室の出入口の整備	1か所当たり180万円	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 引き戸の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 出入口の拡張に係る整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費
15 誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	1平方メートル当たり2万5,000円	移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
16 利用居室の段差解消用の	1か所当たり20万円	利用居室内の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費

スロープの整備			
17 ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室（政令第15条第1項に規定する車椅子使用者用客室をいう。17の項において同じ。）の整備	550万円	ホテル又は旅館に車椅子使用者用客室を整備するとともに、道等又は車椅子使用者用駐車施設から当該車椅子使用者用客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。	(1) 客室の整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (2) 玄関から当該車椅子使用者用客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備（当該整備に伴い必要となる工事を含む。）に要する経費 (3) 高齢者、障害者等の利用等に資する整備（建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。）に要する経費
18 音声誘導装置等の整備	1 か所当たり100万円（3 か所以内）	別表第2の4の項第3欄に定める要件	別表第2の4の項第4欄に定める経費
19 オストメイト用設備の整備	110万円	別表第2の5の項第3欄に定める要件	別表第2の5の項第4欄に定める経費
20 車椅子使用者用駐車施設の整備	220万円	別表第2の6の項第3欄に定める要件	別表第2の6の項第4欄に定める経費
21 電光表示板、フラッシュライト等の整備	50万円	別表第2の7の項第3欄に定める要件	別表第2の7の項第4欄に定める経費
22 建築主の提案によるバリアフリーの整備	50万円	別表第2の8の項第3欄に定める要件	(1) 移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事（1の項から第21の項までに掲げる整備に伴うものに限る。）に要する経費 (2) 別表第2の8の項第4欄第2号に掲げる経費

備考

- 1 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物
- 2 4の項から16の項までに掲げる整備に係る補助対象経費の額の合計額は、555万円を上限とする。